

議案第 3 4 号

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 4 第 2 項の規定によりその例によることとされる同条第 1 項の規定により、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成 2 8 年岬町告示第 2 4 号）を次のとおり変更することについて泉佐野市と協議するにあたり、同条第 3 項において準用する同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 4 日提出

岬町長 田 代 堯

提 案 理 由

都市緑地法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 0 号）の施行に伴い、岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する必要があるため、泉佐野市と協議することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約（案）

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成 28 年岬町告示第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 7 号を次のように改める。

(7) 都市緑地法に基づく緑地保全地域における行為の規制等の基準策定、特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理等

附 則

この規約は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約の一部を変更する規約新旧対照表

○岬町の環境農林水産行政に関する事務を泉佐野市に委託することに関する規約（平成２８年岬町告示第２４号）

新	旧
(委託事務の範囲) 第１条 岬町は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成１２年大阪府条例第２１号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び岬町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。 (1)～(6) (略) (7) <u>都市緑地法に基づき緑地保全地域における行為の規制等の基準策定、特別緑地保全地区内の土地の買入れ・管理等</u> (8)～(14) (略) 以下 (略)	(委託事務の範囲) 第１条 岬町は、大阪府環境農林水産行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成１２年大阪府条例第２１号）の規定に基づき大阪府から権限移譲を受けた事務及び岬町の権限に属する環境農林水産行政に関する事務のうち次に掲げるもの（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を泉佐野市に委託する。 (1)～(6) (略) (7) <u>都市緑地法に基づく緑地保全計画の策定等</u> (8)～(14) (略) 以下 (略)